

<要望フォーマット>

1	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	(社)日本建設機械化協会
	要望名	ハイブリッド建設機械等への優遇税制の創設
	要望内容	建設工事で用いる建設機械から排出される温暖化ガス排出抑制のため、建設機械の低燃費化、ハイブリッド化などの技術開発が行われ、建設機械メーカーから販売されている。しかしながら、これらのハイブリッド建設機械は、従来の同種のものに比べて、割高であるため普及が進んでいない。 そのため、建設工事の分野で、ハイブリッド建設機械等の導入を促進し、地球温暖化対策を推進するため、国土交通省による低炭素型建設機械の認定制度に基づき認定されたハイブリッド建設機械等を購入した場合の特別償却、税額控除を要望する。
	要望目的 期待される効果	建設工事に伴う温暖化ガス排出抑制による地球温暖化対策の推進。

2	税目	10.地方税(固定資産税)
	要望者名	(社)日本建設機械化協会
	要望名	ハイブリッド建設機械等への優遇税制の創設
	要望内容	建設工事で用いる建設機械から排出される温暖化ガス排出抑制のため、建設機械の低燃費化、ハイブリッド化などの技術開発が行われ、建設機械メーカーから販売されている。しかしながら、これらのハイブリッド建設機械は、従来の同種のものに比べて、割高であるため普及が進んでいない。 そのため、建設工事の分野で、ハイブリッド建設機械等の導入を促進し、地球温暖化対策を推進するため、国土交通省による低炭素型建設機械の認定制度に基づき認定されたハイブリッド建設機械等を購入した場合の固定資産税の減免を要望する。
	要望目的 期待される効果	建設工事に伴う温暖化ガス排出抑制による地球温暖化対策の推進。

※この要望フォーマットの記載内容は、必要に応じ公表される可能性がありますので予めご了承ください

<要望フォーマット>

3	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	(社)日本建設機械化協会
	要望名	オフロード法2011年基準適合車購入に対する優遇税制の創設
	要望内容	大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、公道を走行しないオフロード特殊自動車からの排出ガスを規制するため平成19年からいわゆるオフロード法による建設機械の排出ガス規制が行われた。 また、平成22年3月18日には関係省令等が改正され、ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制が強化されている。 この規制は、早いもので平成23年10月から適用されることから、当該規制適合車の普及促進を図るため、基準適合車を購入した場合の特別償却を要望する。
	要望目的 期待される効果	大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

4	税目	10.地方税(固定資産税)
	要望者名	(社)日本建設機械化協会
	要望名	オフロード法2011年基準適合車購入に対する優遇税制の創設
	要望内容	大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、公道を走行しないオフロード特殊自動車からの排出ガスを規制するため平成19年からいわゆるオフロード法による建設機械の排出ガス規制が行われた。 また、平成22年3月18日には関係省令等が改正され、ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制が強化されている。 この規制は、早いもので平成23年10月から適用されることから、当該規制適合車の普及促進を図るため、基準適合車を購入した場合の固定資産税の減免を要望する。
	要望目的 期待される効果	大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

※この要望フォーマットの記載内容は、必要に応じ公表される可能性がありますので予めご了承ください
<要望フォーマット>

5	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	(社)日本建設機械化協会
	要望名	中小企業投資促進税制の拡充
	要望内容	建設業においては、「不整地運搬車」は、建設機械の一種として、ダンプトラックやクレーン車の入れない不整地、軟弱地、傾斜地や狭隘な現場での資機材及び土砂等の運搬に数多く使用されている。 しかしながら、現行では、「不整地運搬車」は、建設機械とはみなされず、優遇税制が認められている他の建設機械と比較して、著しく不公平となっている。そのため、租税特別措置法第42条の6に基づく制度の対象に「不整地運搬車」を追加し、他の建設機械と同様な優遇税制が適用されるよう要望する。
	要望目的 期待される効果	建設業の合理化、中小企業投資の一層の促進

6	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	(社)日本建設機械化協会
	要望名	中小企業投資促進税制の拡充
	要望内容	建設業者数は、50万を超え、資本金が百億を超えるスーパーゼネコンから個人業者まで多種多様であるが大半は中小・零細業者である。 したがって、建設機械を自前で調達できずレンタルで調達しているケースも相当数ある。従って、物品賃貸業者による建設機械等への投資が促進されることは、建設業者の建設機械等の調達環境の改善につながると考えられる。そのため、租税特別措置法第42条の6に基づく制度の対象に物品賃貸業が追加されるよう要望する。
	要望目的 期待される効果	建設業の合理化、中小企業投資の一層の促進。

※この要望フォーマットの記載内容は、必要に応じ公表される可能性がありますので予めご了承ください
<要望フォーマット>

7	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	(社)日本建設機械化協会
	要望名	中小企業投資促進税制の拡充
	要望内容	中小企業投資の一層の促進を図るため、租税特別措置法第42条の6に基づく「税額控除」の適用基準を、現行の「3,000万円以下」から引き上げることによる「税額控除」の対象者の拡大を要望する。
	要望目的 期待される効果	建設業の合理化、中小企業投資の一層の促進。